

役員等報酬規程

社会福祉法人 桂和会

(総則)

第1条 社会福祉法人桂和会（以下「桂和会」という。）定款第8条及び第21条に定める評議員、役員及びその他の委員の報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(役員の種類)

第2条 支給の対象は理事長・理事・監事・評議員・第三者委員及び評議員選任解任委員とする。

(報酬の支払い)

第3条 報酬は、本人が指定する銀行口座に振り込み又は現金で支給するものとする。
ただし、法令又は規程に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬からその金額を控除して支払うものとする。

(報酬の額)

第4条 理事長の報酬は、月額 100,000 円とする。
このほか、会議等に出席した理事長・理事・監事・評議員・第三者委員及び評議員選任解任委員に対し月額 10,000 円を支給する。
ただし、法人の勤務時間内に開催する役員会等に出席する法人職員を兼ねる役員等には支給しない。

(報酬の支給日)

第5条 月額報酬は、原則として毎月 25 日に支払う。

(新たに理事長となったものの俸給)

第6条 月の途中で就任した理事長に対する報酬は、1ヶ月分を支給する。

(理事長でなくなったものの報酬)

第7条 月の途中で退任又は死亡した理事長に対する報酬は、1ヶ月分を支給する。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃しようとするときは、評議委員会の議決を経なければならない。

(附則)

平成 29 年 6 月 10 日から施行する。